

よくある Q&A

よく読んでいただいた上、申請書を記入してください。

共通事項

No.	Q	A
1	当社（当事業所）は、消費税の免税業者なので、消費税納税証明書は不要ですか？	免税業者の方でも必要です。
2	消費税の納税証明書（その3）でなく経審で使用した納税証明書（その1）の添付でいいですか？	（その3）滞納のないことの証明書を添付してください。（3か月以内発行の写し可）
3	消費税の納税証明書（その3）でなく、（その3の2）又は、（その3の3）を取得していますが、それを添付してもいいでしょうか？	個人は（その3の2）、法人は（その3の3）で（その3）に代えることができます。
4	消費税の納税証明書はどこで発行してもらえますか？	消費税を申告した税務署に請求してください。
5	昨年の所得が無く市税は非課税ですが市区町村税納税証明書は添付しなくていいですか？	「滞納がない証明書」の交付を受け添付してください。 「滞納がない証明書」の交付されない市区町村では当該年度の所得証明書（「市民税は課税されていません」と記載のあるもの）の交付を受けてください。
6	市区町村税納税証明書（滞納がない証明書）はどこで発行してもらえばいいですか？	本店所在地の市区町村役所で、委任の場合は営業所所在地の市区町村役所で交付を受けてください。
7	契約は支店に委任しますが、市区町村税納税証明書は、本店か支店のどちらが必要ですか？	支店の所在地での納税証明書を添付してください。
8	「滞納がない証明書」の交付されない市区町村ではどのようにしたらいいですか？	直近1年間の市民税等の納税証明書の交付を受け滞納がないことを裏付けしてください。
9	昨年の確定申告が赤字だったのですが、申請資格はありますか？	あります。
10	業者登録が完了したらランク付けは通知してもらえますか？	ランク付けは通知しません。

1 1	2業種（建設、役務等）に申請しますが、1つの封筒に同封してもいいでしょうか？	面倒ですが、1業種ごとに封筒に入れて、別々に送付してください。受付の確認を業種ごとに行っております。
1 2	宅急便で送付してもいいでしょうか？ 普通郵便での送付は可能ですか？	大切な申請書の到着確認のため、必ず簡易書留又はそれに準ずる配達記録の残る郵送方法（特定記録、レターパック等）での送付をお願いしております。ご理解をお願いいたします。

建設工事

No	Q	A
1	乙訓地区の建設業者ですが従前の申請は1年ごとでしたが、今後は2年ごとでいいですか？	他の地区の建設業者の方と同じように2年ごとの申請でお願いします。
2	当社は軽微な工事（請負額500万円未満）しか扱いませんので建設業許可は取得していません。申請資格はありますか？	建設業許可を取得して、経営事項審査で総合評定値を受けていることが条件です。
3	本店が滋賀県で滋賀県の許可ですが、申請資格はありますか？	あります。
4	当社は資本金20億円、総職員250人です。企業分類は大企業ですか、中小企業ですか？	中小企業です。 （大企業は資本金3億円以上かつ総職員300人以上、それ以外は中小企業）

測量コンサル

No.	Q	A
1	環境測定業務はどの分野になりますか？	環境測定の分野の申請は「委託業務（役務）」で申請をお願いします。
2	様式3-1③「登録等を受けている事業」の欄に記載のない登録事業はどうすればいいですか？	空欄に該当する登録事業名等を記載してください。
3	不動産鑑定と登記手続を登録する場合は、測量・コンサル業務でよろしかったですか？	不動産鑑定と登記手続は委託業務（役務）で登録をお願いします。

物品

No.	Q	A
1	営業品目表中の「古物買受」を希望しますが、骨董品収集が趣味で買い受けるだけなので、古物営業許可は無くても申請できますか？	許可が必要です。
2	営業品目表に記載されていない種目を希望する場合はどのようにしたらよいか？	記載のない種目は「その他（ ）」のかっこ書きの中に具体的な種目を記載してください。

役務

No.	Q	A
1	外壁専門の清掃業をしていますので事業の登録はしていません。申請は可能ですか？	申請には事業登録していることが必要です。
2	営業品目表に記載されていない種目を希望する場合はどのようにしたらよいか？	記載のない種目は「その他（ ）」のかっこ書きの中に具体的な種目を記載してください。
3	建物等小規模修繕とはどのような修繕ですか？	概ね50万円以下の軽易な修繕を想定しています。
4	建物等小規模修繕を登録するには、資格は必要ですか？	法令、例規等で資格が必要な業種については資格が必要となります。